

○南砺市ブランドマークの使用に関する要綱

平成27年3月31日

告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市合併5周年を記念して制作した南砺市ブランドマーク(以下「ブランドマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ブランドマークの使用)

第2条 ブランドマークは、無償で使用することができる。

(使用の条件)

第3条 市長は、ブランドマークの使用に際し、次の条件を付するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に関係しないこと。
- (3) 市のイメージを損なわないこと。
- (4) 別に定めるマニュアルに従って使用すること。ただし、ブランドマークを使用する商品等(以下「商品等」という。)の形状等により、当該マニュアルどおりに使用することができないと市長が認める場合は除く。
- (5) 商品等が完成したときは、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等を提出することができないときは、その形状のわかる写真の提出をもって商品等の提出に代えることができる。
- (6) 商品等の登録商標等については、市と事前に協議し、独占的な権利を取得しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

2 年賀状への使用等営利目的以外で市のイメージアップにつながると市長が認めるブランドマークの使用については、前項第5号の条件を付さないことができる。

(使用の中止)

第4条 市長は、ブランドマークの使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ブランドマークの使用を中止させることができる。

- (1) 前条第1項に規定する条件に違反したとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ブランドマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(南砺市ブランドマークの使用に関する要綱の廃止)

2 南砺市ブランドマークの使用に関する要綱(平成21年南砺市告示第137号)は、廃止する。

附 則(平成27年11月30日告示第214号)

この告示は、平成27年12月1日から施行する。